

4 あなたのところには役員がそろっていますか。

宗教法人の管理運営は、これから述べる代表役員、責任役員、代務者等の諸機関及びその他の議決・諮問機関あるいは監査機関等によって行われます。これらの役員が欠けている場合は、新たに選任する必要があります。

代表役員

代表役員は「宗教法人を代表し、その事務を総理する者」をいい、宗教法人の執行機関として必ず置かなければならない機関の一つです。

第十八条

3 代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する。

代表役員は、このように法人の中核機関であり、その氏名及び住所は登記して公示しなければなりません。したがって、代表役員が変更になった場合には、変更の登記をするとともに、所轄庁に届け出ることが必要です。なお、代表役員及びその代務者が1年以上にわたって欠けているときは、解散命令の対象となります。

第九条 宗教法人は、第七章の規定による登記（所轄庁の囑託によつてする登記を除く。）をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

責任役員

責任役員は宗教法人の管理運営機関の一つとして、宗教法人法上必ず置かなければならないものであり、法人の事務に関し審議をし、宗教法人としての意思決定を行う機関です。

第十八条

4 責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。

代務者

代務者とは、法人の役員が何らかの事由で欠けたり、病気等で長期間職務を行うことができない場合に置かれる代行機関のことをいいます。

この代務者には、代表役員代務者と責任役員代務者とがあり、このうち代表役員代務者については、代表役員と同様に登記事項となっています。

第二十条 左の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、代務者を置かなければならない。

- 一 代表役員又は責任役員が死亡その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。
- 二 代表役員又は責任役員が病気その他の事由に因つて三月以上その職務を行うことができないとき。

2 代務者は、規則で定めるところにより、代表役員又は責任役員に代つてその職務を行う。

仮代表役員・仮責任役員

代表役員と法人との利益が相反するような場合には、当該事項については、代表役員に代わって仮代表役員を選任しなければなりません。

また、責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しません。この場合において、規則に別段の定がなければ、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に満たないこととなったときは、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選任しなければなりません。

- 第二十一条** 代表役員は、宗教法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、規則で定めるところにより、仮代表役員を選ばなければならない。
- 2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、規則に別段の定がなければ、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に満たないこととなったときは、規則で定めるところにより、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選ばなければならない。
- 3 仮代表役員は、第一項に規定する事項について当該代表役員に代つてその職務を行い、仮責任役員は、前項に規定する事項について、規則で定めるところにより、当該責任役員に代つてその職務を行う。

役員欠格（宗教法人法）

次の各項目に該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができません。また、代表役員、責任役員等が、次の各項目に該当すれば、その資格を失うことになり、当然退任することになります。

1. 未成年者
2. 成年被後見人又は被保佐人
3. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(注) 成年被後見人…精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者で、後見開始の審判を受けた者をいう。

被保佐人…精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者で、保佐開始の審判を受けた者をいう。

- 第二十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。
- 一 未成年者
 - 二 成年被後見人又は被保佐人
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者